

健診結果の事業主との共同利用について

当組合では、加入事業所との共催事業として健康診査を実施し、健診データ等を共同利用しております。個人情報を利用しますので、個人情報保護法の規定に基づき、下記の事項を公表いたします。

記

1. 加入事業所との共同利用について

健保組合が疾病予防事業の一環として実施している生活習慣病健診と、加入事業所が労働安全衛生法に基づき義務化されている法定健診を共催事業として実施し、その結果データを共同利用することで、被保険者(従業員)の健康管理を効率的、効果的に実施するため。

(※加入事業所・・セキスイ健康保険組合に加入している事業所)

2. 共同利用する健診データ等の項目について

- | | | |
|------------|--------|-------------|
| (1) 健診データ | ・肝機能 | ・HCV抗体 |
| ・身体計測 | ・血中脂質 | ・医師の診察・判断 |
| ・視力 | ・尿酸 | ・総合判定 |
| ・聴力 | ・大腸 | ・問診 |
| ・血圧 | ・胸部 | ・アンケート調査 |
| ・検尿 | ・胃部 | ・その他 |
| ・腎機能 | ・心電図 | |
| ・糖代謝 | ・眼底 | (2) 保健指導データ |
| ・血液一般(白血球) | ・腹部超音波 | ・保健指導対象者 |
| ・血液一般(赤血球) | ・子宮 | ・保健指導支援レベル |
| ・血液一般(その他) | ・乳房 | |

3. 共同して利用する者の範囲について

- | | |
|-----------|---|
| (1) 当組合 | 常務理事、事務長、保健事業グループ担当者および健保契約保健師・看護師、当組合が業務を委託する場合の委託業者 |
| (2) 加入事業所 | 事業主および健康管理責任者、担当者、または産業保健スタッフ |

4. 健診データ等を共同利用する者の利用目的について

・加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、従業員が健康な日常生活を送れるように、当組合が行う重症化予防面接指導等の情報を共有することで、従業員の生活習慣の改善および健康の維持・増進の支援に努めます。

・当組合においては、健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律の趣旨に則り、保健指導該当者及びその予備群の健診データ等を基に抽出し、加入事業所と情報を共有して、従業員の生活習慣の改善および健康の維持・増進に努めます。

5. 健診データ等の管理について責任を有する者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 当組合 | 常務理事(個人情報取扱責任者) |
| (2) 加入事業所 | 当該事業所の健康管理責任者 |

セキスイ健康保険組合
保健事業グループ
TEL: 06 (6226) 1464